



## 緊急経済対策事業者等支援金（第2回）について(概要)

### ○申請期間を令和4年8月1日(月)まで延長しました

#### 1.目的

令和2年4月と令和3年1月、令和3年8月に新型コロナウイルス感染拡大防止のため緊急事態宣言が発出され、その前後の期間にはまん延防止等重点措置も出されており、町内の様々な業種が経営上多大なる影響を受けているため、下記の対象者に緊急的な経済対策として交付するものです。

#### 2.対象者

令和2年4月から令和4年3月のいずれかひと月の売上が平成31年から令和2年3月の同月比で20%以上減少した町内事業者等（農業者を含む）で次の条件を全てみたすもの。

ただし過去に益子町緊急経済対策事業者等支援金（令和3年2月16日から6月30日までの期間で受付をした、3割以上売上減少した事業者に5万円（従業員10名以上は10万円）を交付した事業）で満額交付を受けた者、栃木県の新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金の交付を受けた者、また事業復活支援金の交付を受けた者は除く。

- (1) 令和4年1月1日現在、益子町内に住所を有し、かつ申請時において事業を営む事業者等。法人の場合は本社が町内にあること。
- (2) 個人事業主の場合は、事業収入が主たる収入であること。
- (3) 町税を完納していること。
- (4) 益子町暴力団排除条例第2条第1号、同条第3号及び同条第4号に該当しないこと

#### 3.交付額

- (1) 事業者あたり5万円（比較対象月の末日において従業員を10名以上雇用しているときは5万円を加算）
- (2) 売上の減少額が交付金額未満のときは、減少額相当分
- (3) 令和3年2月16日から6月30日までの期間で実施された事業で申請され、交付額が5万円未満の時は、既交付額との差額が上限（5万円満額交付の方は対象外）

#### 4.申請期間

令和4年8月1日(月) 当日消印有効

#### 5.申請方法

郵送もしくは直接、益子町役場観光商工課商工係へ

6.必要書類 \* 申請書等の様式は益子町ホームページからダウンロードもしくは役場観光商工課で配布しています。

- (1) 益子町緊急経済対策事業者等支援金交付申請書 (第2回) (様式第1号)
- (2) 誓約書 (様式第2号)
- (3) 益子町緊急経済対策事業者等支援金交付請求書 (第2回) (様式第4号)
  - (4) 直近の確定申告書等の写し  
法人：法人税申告書の別表1  
個人：令和3年分の所得税申告書の第1表、または令和4年度分住民税申告書の表
- (5) 比較する月の売上が確認できる書類
- (6) 本人確認書類 (運転免許証、パスポートなど) の写し  
法人にあっては、代表者のものとする
- (7) 申請者名義の通帳 (表紙と1ページ面) の写し
- (8) 従業員名簿の写し (対象月末日において従業員を10名以上雇用しているとき)  
氏名、住所が記載してあること
- (9) 完納証明書 (町税調査に同意しないとき)

#### 7.その他

不正が発覚した場合は、支援金を返還していただきます

#### 8.提出先・問い合わせ先

〒321-4293

栃木県芳賀郡益子町大字益子 2030 番地

益子町役場 観光商工課 商工係

時間 平日 9:00~17:00

TEL 0285-72-8845

e-mail [kankou@town.mashiko.lg.jp](mailto:kankou@town.mashiko.lg.jp)



益子町ホームページ